

事業主の皆様へ

お知らせ

…特別徴収…

従業員にメリット大
税の差引きで従業員の負担軽減
従業員のためにも雇用主の義務を果たす

「特別徴収」とは？

地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員の方の市民税・県民税(個人住民税)と森林環境税を毎月の給与から差し引きし、代わって納入していただくものです。

地方税法では、給与支払者が、特別徴収をする、しないを任意で選択することはできないことになっています。また、特別徴収義務者の指定は、全ての市町村において義務付けされています。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

日頃、本市の税務行政につきまして、多大なる御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本市では平成25年度から、法令順守と納税者の利便性を図るという観点から、これまで個々に納付されていた従業員の方々の市民税・県民税・森林環境税について、全事業主を対象に給与からの差引きにより事業主が代わって納入する「特別徴収」を実施しております。

つきましては、趣旨を御理解の上、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

経理担当部署(者)等におかれましては、事務量の増加が見込まれるとは存じますが、実施時期までの御準備方につきましても万全を期されるよう重ねてお願い申し上げます。

なお、特別徴収義務者の指定につきましては、令和8年5月29日までに、別途、通知いたします。

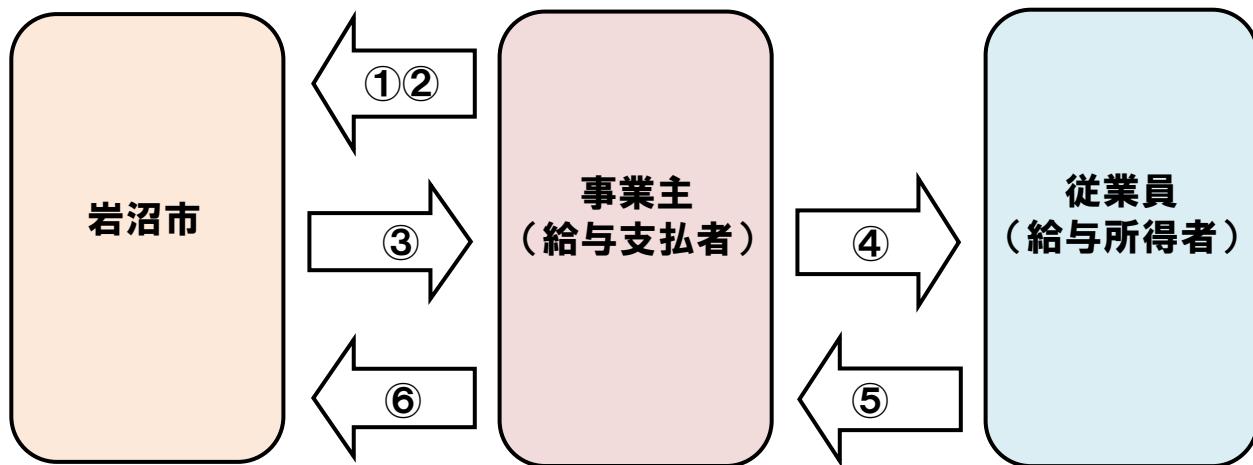
問合せ先

担当：岩沼市市民経済部市民・税務課市民税係

住所：宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-23-0291（直通）

特別徴収事務の流れ



- | | |
|-----------|------------------------------|
| ① 事業主→岩沼市 | 給与支払報告書の提出【1月31日まで】 |
| ② 事業主→岩沼市 | 退職者等の報告【4月15日まで】 |
| ③ 岩沼市→事業主 | 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知【5月中旬頃】 |
| ④ 事業主→従業員 | 特別徴収税額通知書の配付【5月31日まで】 |
| ⑤ 従業員→事業主 | 給与差引き(税額の徴収)【6月から翌年5月までの給料日】 |
| ⑥ 事業主→岩沼市 | 税額の納入【翌月10日まで】 |

Q & A 特別徴収について、よくある御質問

Q1 特別徴収制度とは何ですか

A1 事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、市民税・県民税・森林環境税の納税義務者である従業員（給与所得者）に毎月支払う給与から住民税額（市民税+県民税+森林環境税）を徴収（差引き）し、給与所得者（従業員）に代わって6月から翌年5月まで、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度で、次に掲げる場合等を除き、法定義務になっています。

- ・常時2人以下の家事使用人のみ雇用している場合
- ・支給期間が1か月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受ける者
- ・外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払いを受ける者

Q2 特別徴収制度のメリットは何ですか

A2 従業員のメリットとしては次のものが挙げられます。

- ・普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、1回当たりの納税額が少なくて済みます。
- ・納期ごとに金融機関等へ出向いて納付する手間が省けます。
- ・普通徴収の場合のように、納め忘れによる滞納や延滞金が発生するといった心配がありません。

Q3 特別徴収はしなくてはならないのか

A3 地方税法第321条の3及び岩沼市市税条例第44条の規定により、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収しなければならないこととされています。

特別徴収は法令順守と納税者の利便性を図るという観点から実施しておりますので、御理解くださいますようお願いします。

Q4 従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A4 従業員が少ないとことや、経理担当者がいないといった理由で、特別徴収を行わないことは認められていません。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収は、市町村から通知された特別徴収税額を、毎月事業主が差し引きをしてそれぞれの市町村に納入していただくことになりますが、所得税の源泉徴収のように、税額計算や年末調整の事務は必要ありません。また、金融機関等が行っている住民税納付代行サービスを利用されると、金融機関に出向く手間が省けます（お取引の金融機関等へお問合せください。）。

なお、従業員が常時10人未満の事業主には、申請によって年12回の納期を年2回とする制度があり、事務を軽減することができます。

Q5 パートタイマーやアルバイトからも特別徴収しなければなりませんか。

A5 原則として、パートタイマーやアルバイトのような非正規雇用者であっても、前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている方は、特別徴収をしていただくことになります。

したがって、特別徴収できないのは、次のような場合のみとなります。

- ・給与が毎月支給されない場合
- ・毎月の給与の支給額が少なく、市民税・県民税・森林環境税を徴収しきれない場合
- ・退職等により給与からの特別徴収ができない場合
- ・他から支給される給与から市民税・県民税・森林環境税が引かれる場合

Q6 新年度から新たに特別徴収により納税するための手続は、どうすればよいのですか。

A6 毎年1月末まで提出いただいている給与支払報告書の総括表の特別徴収欄に、特別徴収を行う方の人数を記入していただければ結構です。そのため、別途、申請書等を提出していただく必要はありません。

なお、これまでの希望による普通徴収にするという区分はなくなり、**普通徴収できる方は、①不定期雇用者、②退職者又は乙欄者の場合に限られます**。また、年度の途中からでも普通徴収から特別徴収に切替えできる場合がありますので、具体的な手続については、担当までお問合せください。

Q7 不動産所得など、給与所得のほかに所得を有する従業員の場合は、どうなりますか。

A7 原則的には、給与所得以外の所得（公的年金を除く。以下同じ。）に係る市民税・県民税・森林環境税も、給与からの差引きとなります。

なお、不動産所得などの給与所得以外の所得については、毎年、申告が必要となります。その申告書に、給与所得以外の所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、普通徴収によって納めるとの記載があった場合には、当該給与所得以外の所得に係る市民税・県民税・森林環境税の所得割額は、普通徴収になります。

Q8 給与を2か所以上からもらっている従業員の場合は、どうなりますか。

A8 給与支払報告書の乙欄に表示がなされているものは、普通徴収分として取り扱いますが、他の事業主（特別徴収実施事業所）から給与支払報告書が提出された場合には、合算の上、この事業主の給与からの差引きとして取り扱うことになります。

Q9 市から5月中旬に特別徴収義務者の通知が届きましたが、給与からの差引きをせずに納入を放っておきました。

何か罰則はあるのでしょうか。

A9 特別徴収義務者である事業主が特別徴収しない又は滞納した場合は、事業主あてに督促状が発送されます。督促状が発送された日から10日を経過しても納入が確認できない場合は滞納処分（差押え）を受けることになります。また、徴収して納入すべき市民税・県民税・森林環境税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、地方税法の規定により罰金等の処分に処されることがあります。

※給与支払報告書を提出した年の次年度において、退職等の理由で市民税・県民税・森林環境税の特別徴収ができなくなった場合、特別徴収給与所得者異動届が必要です。異動があった場合は、速やかに提出してください。（書式はホームページからダウンロードできます。市民税・県民税・森林環境税→市民税・県民税・森林環境税特別徴収の様式について→給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書）